

# 週刊 企業経営

[発行] 株式会社 常陽経営コンサルタンツ

# WEB MAGAZINE マガジン

## 1 ネットジャーナル 要旨

Weeklyエコノミスト・レター 2009年12月4日号

金融政策・市場の動き(12月)

～2000年代初めと似てきた物価の様相、  
前回同様長期デフレの始まりか？

経済・金融フラッシュ 2009年12月3日号

法人企業統計 09年7-9月期

～企業収益は持ち直すも、設備投資は低調

## 2 経営 TOPICS 抜粋

統計調査資料

平成20年度国民経済計算確報(支出側系列・雇用者報酬)

## 3 経営情報レポート 要約版

感染拡大に備え企業で取り組む

「新型インフルエンザ対策」ガイドブック

## 4 経営データベース

ジャンル:助成金 サブジャンル:雇用調整助成金の最新改正点

支給要件の緩和について

支給内容、手続きの改正について

# 金融政策・市場の動き（12月）

～2000年代初めと似てきた物価の様相、  
前回同様長期デフレの始まりか？

## 要 旨

- 1 政府は11月の月例経済報告にてデフレ認定を行ったが、現在の物価情勢は2000年度の状況と似通った面がある。当時は以後長期にわたってデフレが続いたが、今回も大幅な需給ギャップや円高がデフレ圧力となり、長期化が避けられなさそうだ。
- 2 （日銀金融政策）1日臨時の決定会合を開催し、0.1%の固定金利で3ヶ月の資金を全ての日銀適格担保で供給する新しいオペ導入を決定した。長めの資金供給を行なうことで、やや長めの金利のさらなる低下を促すことを通じて金融緩和の一段の強化を図る。今回の策はアナウンスメント効果、安全弁としての効果は期待できそうだが、政策は小粒で、円高反転、デフレを阻止させるほど大きな効果ない。
- 3 （長期金利）日本は国債増発という需給面の懸念材料はあるが、景気2番底懸念、円高、デフレを材料に債券相場は堅調となっている。債券の高値警戒感はあるが良好な債券相場が引き続き低位安定を可能とするだろう。
- 4 （為替）円高というよりもドル安が起こっており、日本サイドでこの流れを止めるのは難しい状況となっている。日銀の追加緩和策もドル安のトレンドを反転させる力はない。米国の雇用所得環境が急速な改善を示す可能性は低く、米超低金利長期化は残り、ドル安円高圧力が高い状況が続く。

コアCPI: 2000年代初めと似てきた  
コアCPIの推移



# 法人企業統計 09年7-9月期

～企業収益は持ち直すも、設備投資は低調

## 要旨

### 1 経常利益の水準はピーク時の4割強まで戻す

財務省が12月3日に公表した法人企業統計によると、09年7-9月期の全産業（金融業、保険業を除く、以下同じ）の経常利益は前年比▲32.4%（09年4-6月期：同▲53.0%）と、9四半期連続の減少となった。

引き続き大幅な減益となったが、原油をはじめとした資源価格の下落に伴う変動費の大幅な減少（4-6月期：前年比▲17.5%→7-9月期：同▲17.3%）が続く中、輸出の持ち直しに伴い売上高の減少ペースが緩やかとなった（4-6月期：前年比▲17.0%→7-9月期：同▲15.7%）ため、減益幅は2四半期連続で縮小した。10-12月期は前年の水準が極めて低かったこともあり、増益に転じる可能性が高いだろう。

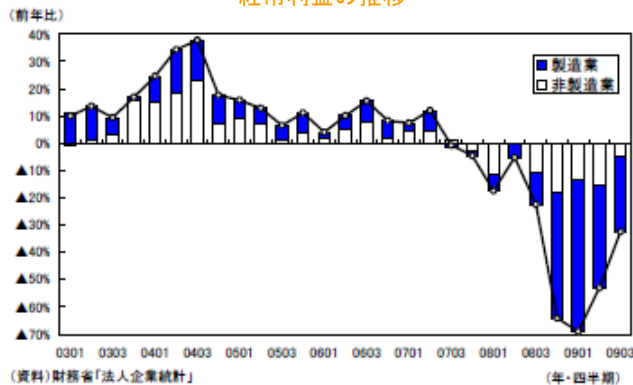
### 2 設備投資は製造業を中心に低調

設備投資（ソフトウェアを含む）は前年比▲24.8%と10四半期連続の減少となり、4-6月期の同▲21.7%からマイナス幅が拡大した。非製造業は前年比▲12.9%（4-6月期：同▲14.2%）と減少幅が若干縮小したが、製造業は前年比▲40.7%（4-6月期：同▲32.0%）と減少ペースが加速した。

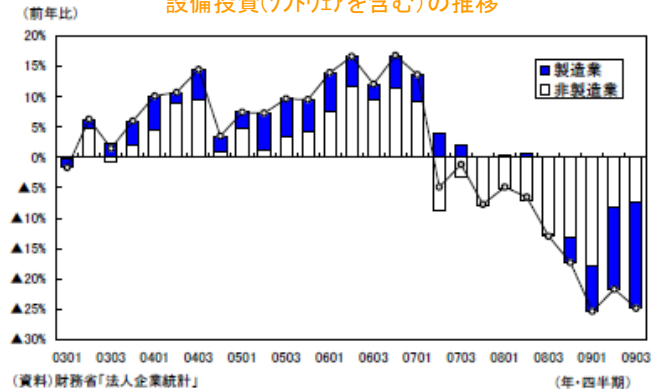
7-9月期のGDP1次速報では、設備投資が6四半期ぶりに前期比で増加したが、設備投資は企業収益に遅れて動く傾向があるため、当面は一進一退の動きが続くことが予想される。

非製造業の減少幅が縮小傾向にある一方、製造業の減少ペースは加速している。製造業は企業収益の悪化度合いが非製造業よりも大きくなっていることに加え、昨年秋以降の大幅減産により生産設備の稼働率が大きく落ち込んでいるため、先行きも非製造業を上回るペースで減少する可能性が高いだろう。

経常利益の推移



設備投資(ソフトウェアを含む)の推移



●内閣府 2009年12月2日公表

# 平成 20 年度国民経済計算確報

## (支出側系列・雇用者報酬)

### I 国内総生産(支出側)及び各需要項目

#### 1 速報値と確報値の比較(実質成長率)

(平成12暦年連鎖価格、単位:%)

(Chained (2000) yen, %)

	平成19年度(2007FY)		平成20年度(2008FY)				
	前年度比 ※1		前年度比 ※1		寄与度(対GDP) ※2		
	速報値 ※3 Preliminary	確々報値 Revised	速報値 ※3 Preliminary	確報値 Revised	速報値 ※3 Preliminary	確報値 Revised	
国内総生産(GDP)	1.8	1.8	-3.2	-3.5	***	***	Gross Domestic Product
国内需要	0.6	0.6	-2.0	-2.5	-2.0	-2.4	Domestic demand
民間需要	0.6	0.7	-2.5	-2.8	-1.9	-2.1	Private demand
民間最終消費支出	0.9	1.4	-0.5	-1.5	-0.3	-0.9	Private consumption
家計最終消費支出	1.0	1.6	-0.6	-1.7	-0.3	-0.9	Consumption of households
除く持ち家の帰属家賃	0.9	1.6	-1.0	-2.4	-0.4	-1.1	Excluding imputed rent
民間住宅	-13.5	-13.5	-3.0	-3.7	-0.1	-0.1	Private residential investment
民間企業設備	2.1	1.3	-9.6	-6.8	-1.5	-1.1	Private non-resi. investment
民間在庫品増加	***	***	***	***	0.1	-0.1	Private inventory
公的需要	0.5	0.1	-0.5	-1.3	-0.1	-0.3	Public demand
政府最終消費支出	2.1	1.5	0.3	-0.1	0.1	-0.0	Government consumption
公的固定資本形成	-6.3	-6.4	-4.4	-6.6	-0.2	-0.3	Public investment
公的在庫品増加	***	***	***	***	-0.0	-0.0	Public inventory
(再掲)総固定資本形成	-1.8	-2.4	-7.8	-6.4	-1.8	-1.4	(regrouped) Gross fixed capital formation
財貨・サービスの純輸出	***	***	***	***	-1.2	-1.1	Net exports of goods & services
財貨・サービスの輸出	9.3	9.2	-10.2	-10.4	-1.8	-1.8	Exports of goods & services
財貨・サービスの輸入(控除)	1.7	1.8	-3.6	-4.4	0.6	0.7	(less) Imports of goods & services

※1: Changes from the previous year

※2: Contributions to changes in GDP

※3: 平成21年7-9月期四半期別GDP1次速報

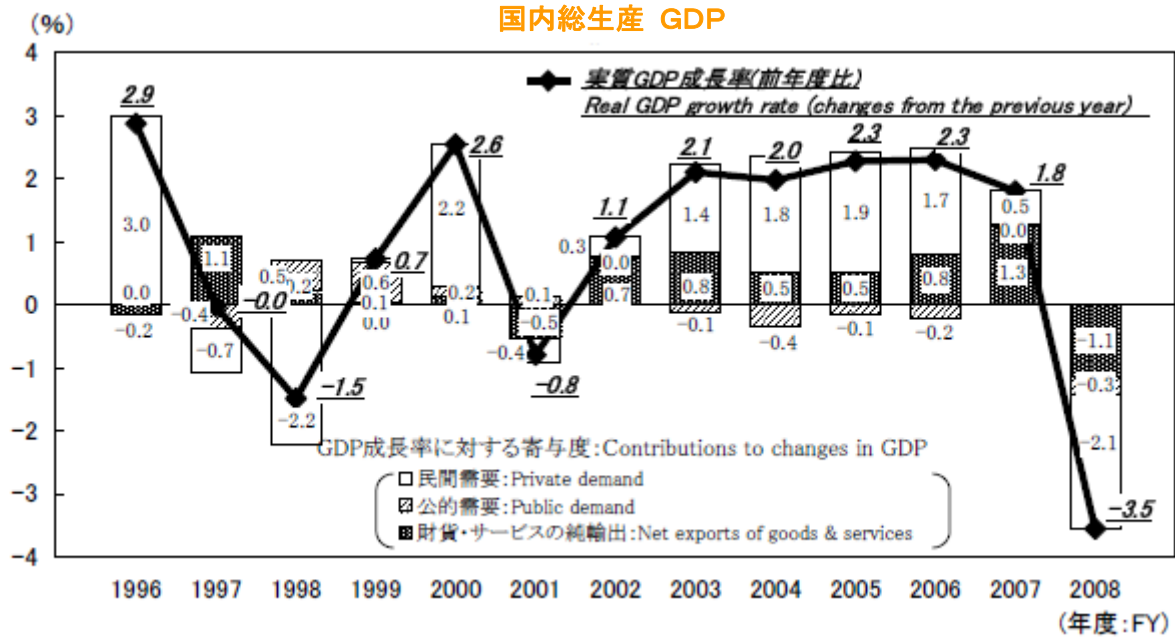
Quarterly estimates of GDP for July-September 2009 (1st Preliminary)

(参考)

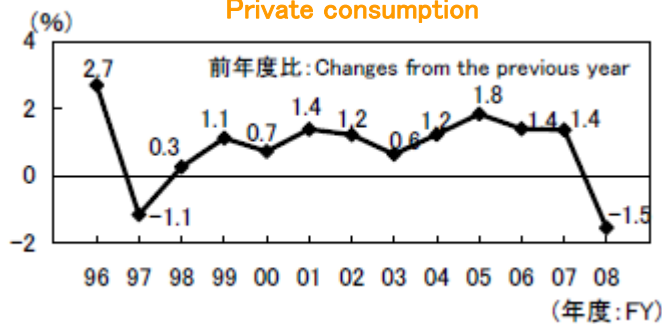
(Reference)

国内総所得(GDI)	0.8	0.7	-3.7	-4.1	***	***	Gross Domestic Income
国民総所得(GNI)	1.2	1.2	-4.0	-4.4	***	***	Gross National Income
GDPデフレーター	-0.9	-0.9	-0.3	-0.5	***	***	GDP deflator
国内需要デフレーター	0.2	0.2	0.4	0.4	***	***	Domestic demand deflator

## 2 実質成長率(確報値)の推移

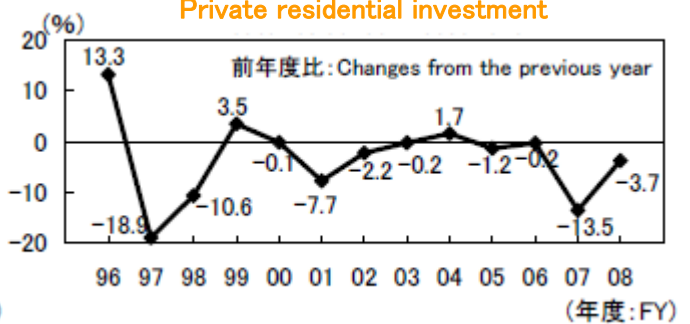


**民間最終消費支出**  
Private consumption



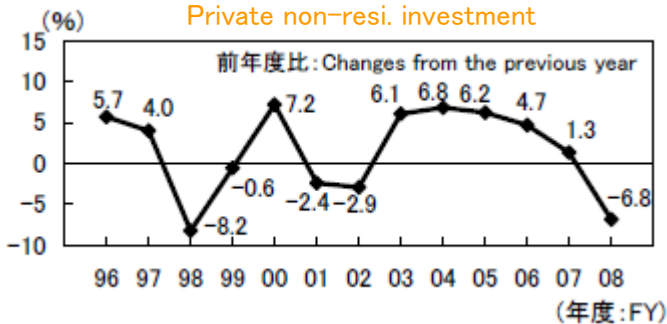
**民間住宅**

Private residential investment



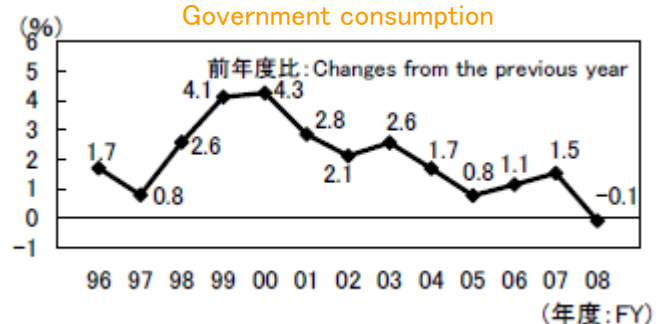
**民間企業設備**

Private non-resi. investment

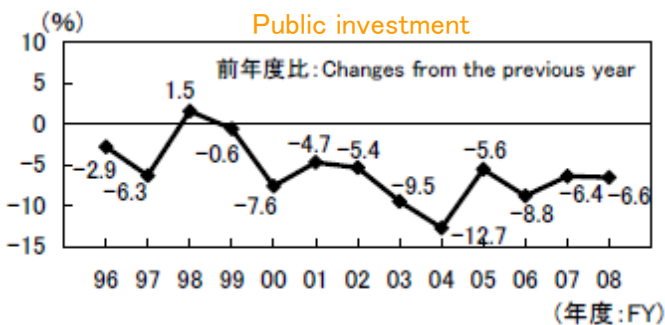


**政府最終消費支出**

Government consumption

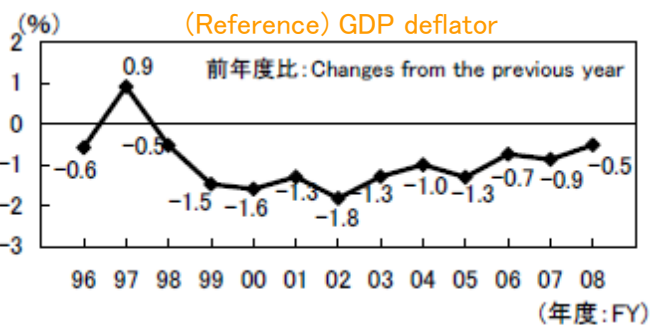


**公的固定資本形成**  
Public investment



**(参考) GDPデフレーター**

(Reference) GDP deflator



## Ⅱ 形態別国内家計最終消費支出、 形態別総固定資本形成及び財貨・サービス別の輸出入

### 1 速報値と確報値の比較(実質成長率)

(平成12暦年連鎖価格、単位:%)

(Chained (2000) yen, %)

	平成19年度(2007FY)		平成20年度(2008FY)					
	前年度比 ※1		前年度比 ※1		寄与度(対GDP) ※2			
	速報値 ※3 Preliminary	確々報値 Revised	速報値 ※3 Preliminary	確報値 Revised	速報値 ※3 Preliminary	確報値 Revised		
(再掲)家計最終消費支出	1.0	1.6	-0.6	-1.7	-0.3	-0.9	(id, at \$I) Consumption of households	
居住者家計の海外での直接購入	-5.4	-5.3	-3.9	-3.5	-0.0	-0.0	Direct purchases abroad by resident households	
(控除)非居住者家計の国内での 直接購入	12.2	12.2	-3.2	-3.6	0.0	0.0	(less) Direct purchases in the domestic market by non-resident households	
国内家計最終消費支出	1.1	1.7	-0.5	-1.6	-0.3	-0.9	Domestic final consumption expenditure of households	
耐久財	5.8	8.8	4.3	4.3	0.2	0.2	Durable goods	
半耐久財	-3.1	-0.4	-5.3	-4.5	-0.2	-0.2	Semi-durable goods	
非耐久財	1.3	0.8	-2.0	-3.8	-0.3	-0.6	Non-durable goods	
サービス	1.0	1.3	0.1	-1.2	0.0	-0.4	Services	
形態別 総固定 資本形 成	住宅	-13.4	-13.4	-3.5	-3.7	-0.1	-0.1	Residential investment
	住宅以外の建物及び構築物	0.7	-0.3	-6.6	-7.6	-0.6	-0.6	Other buildings and structures
	輸送用機械	-0.4	-4.3	-10.1	-5.6	-0.2	-0.1	Transport equipment
	その他の機械設備等	0.2	0.6	-11.7	-7.3	-0.9	-0.6	Other machinery and equipment etc.
	コンピュータ・ソフトウェア	-1.5	-1.7	-1.0	-0.5	-0.0	-0.0	Computer software
総資本形成	-1.2	-2.1	-7.4	-6.6	-1.8	-1.5	Gross capital formation	
うち在庫品増加	***	***	***	***	0.0	-0.1	Of which changes in inventories	
(再掲)財貨・サービスの純輸出	***	***	***	***	-1.2	-1.1	(id, at \$I) Net exports of goods & services	
(再掲)財貨・サービスの輸出	9.3	9.2	-10.2	-10.4	-1.8	-1.8	(id, at \$I) Exports of goods & services	
財貨の輸出	9.7	9.6	-11.4	-11.4	-1.8	-1.8	Exports of goods	
サービスの輸出 ※4	6.4	6.5	-1.5	-3.0	-0.0	-0.1	Exports of services ※4	
(再掲)財貨・サービスの輸入	1.7	1.8	-3.6	-4.4	0.6	0.7	(id, at \$I) Imports of goods & services	
財貨の輸入	1.8	1.9	-3.9	-4.2	0.5	0.6	Imports of goods	
サービスの輸入 ※5	1.3	1.3	-1.9	-5.0	0.1	0.1	Imports of services ※5	

※1: Changes from the previous year

※2: Contributions to changes in GDP

※3: 形態別国内家計最終消費支出及び財貨・サービス別の輸出入:平成21年7-9月期四半期別GDP1次速報

形態別総固定資本形成:平成21年4-6月期四半期別GDP2次速報

Domestic final consumption expenditure of households classified by type and Exports and Imports of goods and services :  
Quarterly estimates of GDP for July-September 2009 (1st Preliminary)

Gross fixed capital formation classified by type : Quarterly estimates of GDP for April-June 2009 (2nd Preliminary)

※4: 含む非居住者家計の国内での直接購入

Including direct purchases in the domestic market by non-resident households

※5: 含む居住者家計の海外での直接購入

Including direct purchases abroad by resident households

「平成20年度国民経済計算確報(支出側系列・雇用者報酬)」の全文は、  
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。

# 感染拡大に備え企業で取り組む 「新型インフルエンザ対策」ガイドブック

## ポイント

1 危機管理としての企業の取り組み

.....

2 新型インフルエンザへの実務対応

.....

3 新型インフルエンザへの企業対応実例

.....

# 1 危機管理としての企業の取り組み

## ■ 1 | 企業に必要な感染対策の知識

### (1) 感染拡大の状況

2009年4月、北米を中心に世界を震撼させる出来事が発生しました。メキシコが最初の流行地となった新型インフルエンザの出現です。マスメディアによって報道された時点では、既に感染が急拡大しており、隣国のアメリカやカナダにまで伝播、WHO（世界保健機関）より「国際保健規則に定める国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当する」といった発表がなされました。そして、その後の扇動的な報道の影響もあり、多くの人々が新型インフルエンザの出現と感染拡大に対して戦々恐々となったことは周知のことでしょう。

我が国でも、主要国際空港においてウィルスを国内に持ち込まないように徹底した検疫が行われましたが、そうした取り組みに関わらず、いつの間にか持ち込まれたウィルスによって渡航歴のない関西の高校生を中心に感染が拡大していったことは、行政機関の危機管理のあり方や対応策について、疑問を突き付ける結果となりました。

通常の季節性インフルエンザが流行する時期を迎え、新型インフルエンザの感染者は増加の一途を辿っています。場合によっては人口の25%程度、つまり4人に1人がこの冬のシーズンに感染することを想定して、企業としては状況を見据えて対応が求められます。

### (2) 新型インフルエンザの感染経路

ヒトが何かの感染症に感染するには「①感染源（病原体の存在）」「②感染経路」「③感染し得るヒト」の3つの条件があって初めて感染します。逆に、3つの条件のうち1つでも阻止すれば、感染を防ぐことができます。これは、新型インフルエンザにも当てはまります。

新型インフルエンザの主な感染経路は、季節性インフルエンザと同様、主に「飛沫感染」、一部に「接触感染」があります。「空気感染」は、医療現場などの極めて限定した場でのみ起こり得ると考えられます。

## ■ 2 | 危機管理としての考え方

### (1) 企業における新型インフルエンザ対策チェックリスト

企業においてできる新型インフルエンザ対策としては、事業継続のための計画の策定、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが有効です



## ■企業における新型インフルエンザ対策チェックリスト

区 分		実行した	実行する 予定である
対策 1	企業内で新型インフルエンザの情報を提供する		
対策 2	企業内での対策の現状を評価する		
対策 3	経営責任者が流行に備えるという方針を表明する		
対策 4	企業管理体制の設置と責任者の選任		
対策 5	信頼できる情報が得られる体制を確立し、対策本部や従業員に必要な情報を提供する		
対策 6	従業員と顧客が感染するリスクを評価して対策を行う		
対策 7	従業員が個人でとるべき感染予防策や流行時の企業の方針をあらかじめ周知させる		
対策 8	生活必需品や感染予防のための保護具や衛生用品などを備蓄する		
対策 9	流行時における事業所での具体的な感染対策を決める		
対策 10	従業員、取引先、顧客との緊急連絡体制を確立し、定期的に見直す		
対策 11	流行時に優先すべき重要業務と人員を特定する		
対策 12	流行時の事業への影響を想定する		
対策 13	関連する法令や就業規則を確認する		
対策 14	地域社会に貢献する		
対策 15	解決できていない課題を明らかにして、継続審議する		
対策 16	従業員の高い意識を維持する		

## (2)正確な情報収集を行う

新型インフルエンザ流行に限らず、緊急事態では、様々な情報が錯綜します。中には信頼できない情報も含まれていることがあり、情報の選別は重要です。実際に 2009 年 4 月から 5 月は流行の初期ということもあって、不確実な情報が多く、多少の混乱を生じました。

情報がどこから得られたのかを確認しながら、最新の正しい情報が得られるようインターネットや各メディアから情報収集をすることになります。

得られた情報は鵜呑みにせず、偏りすぎている情報は政府などの公的なサイトで、改めて確認する作業も重要になります。

厚生労働省においては、電話相談サービスを提供しており、また、都道府県や保健所にも相談窓口があるため、直接電話で確認する方法もあります。

## 2 新型インフルエンザへの実務対応

### ■ 1 | 感染防止策の実行

事業者は、新型インフルエンザ発生時に従業員を勤務させる場合、安全配慮義務の観点から十分な感染防止策を講じる必要があります。そのため、発生段階ごとに実施する感染防止策を定めます。

①従業員から従業員への感染

②顧客から従業員への感染

#### (1)従業員を感染から守る

新型インフルエンザの感染者が、症状があるにも関わらず無理に出社した場合、出社途中や職場において感染を広げるリスクがあります。「発熱などの症状がある場合は家で自宅療養する」という基本ルールを職場全体に浸透させることにより、職場での感染を防ぐことにつながります。

事業所では、感染して発熱などの症状がある従業員（疑い例も含む）が職場に来ることを制限するために、職場の入り口で従業員を対象に体温測定と問診（症状の有無や感染者への接触について）を行うことを検討します。

企業によっては、さまざまな追加対策も考えられることでしょう。

例えば「昼休みにも体温を測定する」「自己申告では従業員が自分の症状を偽る可能性もあるので、第三者が体温測定を監視する」という方法も検討できます。

#### ■企業における感染防止対策の例

##### ●従業員の感染リスクの低減

区分	対策例
全般	<ul style="list-style-type: none"><li>●在宅勤務、職場内等での宿直の実施 ⇒ 在宅勤務実施のための就業規則等の見直し、通信機器等の整備を行う</li><li>●流行時に感染した（またはその疑いがある）従業員や発熱などの症状がある従業員は職場に来ない</li><li>●机、電話、コンピューターなどよく触る場所を清潔に保ち、他人と共用しないようにする</li></ul>
通勤	<ul style="list-style-type: none"><li>●ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進</li></ul>
外出先等	<ul style="list-style-type: none"><li>●出張や会議の中止</li><li>●電話、インターネットの活用により直接の接触を減らす</li></ul>

## ●各職場内での感染防止

区分	対策例
一般的な 対人距離を保つ	●職場や訪問者の訪問スペースの入り口や立ち入れる場所、訪問人数を制限する ●職場や食堂等の配置換え、食堂等の時差利用により接触距離を保つ
飛沫感染・ 接触感染を防ぐ	●マスクの着用、手洗いの励行、職場の清掃、消毒 ●窓口などでは、ガラス等の仕切りを設置して飛沫に接しないようにする
手洗い	●訪問スペースに入る前に手洗い場所を設置する。速乾性擦式消毒用アルコール製剤を設置することも有効である。

## ■ 2 | 従業員や家族の感染への対応

### (1)従業員が感染した場合

従業員が新型インフルエンザに感染した場合には、本人の意思にかかわらず休業をさせる必要があります。これは、他の従業員や顧客を感染させるといった二次感染を防止するところに狙いがあります。

欠勤させることには法律の根拠があり、労働安全衛生規則 61 条に「事業者は、病毒伝ばのおそれのある伝染病などの疾病にかかった者については、その就業を禁止しなければならない」と定められているのみならず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」（平成 20.5.2 法律第 30 号）においても、新型インフルエンザに罹患に応じて就業を制限することができるものとされています。したがって、感染時には就業を禁止させる必要があり、ノーワーク・ノーペイの原則から、給与の支払義務は生じないことになっています。

### (2)感染拡大しており、従業員が感染する可能性が高い場合

一部の従業員が新型インフルエンザに感染したため同じ職場で勤務している人が感染している可能性が高い場合や、従業員が罹患してはいけなものの地域において大流行がみられる場合には、一斉に自宅待機を命じることも企業として考えなければいけません。

自宅待機を命じる場合には、感染という事実がなく事業主の自主的な判断によって就業をさせないことになるため、労働基準法第 26 条に従い、平均賃金の 6 割以上の休業手当の支払いが必要となります。

### ■ 感染の事実がなく休業を命じる場合

労働基準法第 26 条の休業扱いになり、平均賃金の 6 割以上の休業手当の支払いが必要になる。

# 経営データベース ①

ジャンル: 助成金 > サブジャンル: 雇用調整助成金の最新改正点



## 雇用調整助成金について

支給要件が緩和されたようですが、その内容について教えてください。



第1次補正予算案の成立、「雇用戦略対話」の初会合（11月26日）に伴い、以下の通り、支給要件が緩和されました。

### 1. 生産量要件の追加

平成21年12月から生産量要件に以下の内容が追加されました。

売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る。

### 2. 新型インフルエンザの発生および感染拡大に伴う特例

今般の新型インフルエンザへの対応の緊急性を踏まえ、支給要件を緩和するとともに、国内発生が確認された平成21年5月16日まで遡って支給申請をすることでできるよう、以下の通り特例措置が設けられました。

#### ①対象事業所

新型インフルエンザの影響による需要（客数、受注量等）の減少を理由に休業等を行う事業所が対象となる。

#### ②特例措置

##### （イ）生産量要件の緩和

「生産指標の直近3か月間の月平均値がその直前の3か月または前年同期に比べ5%以上減少している事業所の事業主」としている生産量要件のうち、「3か月」の部分が「1か月」に緩和されます。

##### （ロ）遡及適用

平成21年7月31日までに初回の計画届を提出し、雇用を維持している事業主については、対象期間を5月16日まで遡ることができます。

## 経営データベース ②

ジャンル: 助成金 > サブジャンル: 雇用調整助成金の最新改正点



### 雇用調整助成金について

支給内容、手続きが改正されたそうですが、その内容を教えてください。



6月8日、7月23日にそれぞれ申請内容、手続きについて、改正されています。

#### 1. 助成対象となる教育訓練の要件緩和と訓練費の引き上げ

事業所内における教育訓練について、半日単位の実施も可能となりました。ただし、訓練費は半額となります。

雇用調整助成金の訓練費が以下の通り引き上げられました。

雇用調整助成金の訓練費

1人1日 1,200円



1人1日 4,000円

#### 2. 在籍出向者の休業等を助成対象として追加

これまで助成対象外であった在籍出向者による出向先における休業等について、出向元および出向先における休業等について、出向元および出向先で生産量要件を満たし、出向元との休業協定に基づき実施された場合に、助成対象とされることになりました。

#### 3. 障害のある人に係る助成率の引き上げ

障害のある人の休業等および出向について助成率が引き上げられました。

●雇用調整助成金

「2 / 3」



「3 / 4」

●中小企業緊急雇用安定助成金

「4 / 5」



「9 / 10」

#### 4. 支給申請期限の延長

支給申請期限は、従来、判定基礎機関の末日の翌日から起算して「1か月以内」となっていますが、この期限が「2か月以内」に延長されました。

判定基礎期間の末日の翌日から起算して

1か月以内



判定基礎期間の末日の翌日から起算して

2か月以内